



後期高齢者医療制度のご案内

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116・117

8月以降の資格確認書等の交付について

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、令和8年7月末までの間、マイナ保険証の有無に関わらず、全員一律に資格確認書が交付されています。このたび国の方針に変更があり、マイナ保険証の利用促進の観点から、**令和8年8月1日から令和9年7月31日までの期間、年齢と条件により送付するものが異なります**ので、ご注意ください。

▶85歳以上(令和8年8月1日時点)の被保険者の方

「資格確認書」(紺色)を、手続きなしで7月末日までに特定記録で郵送します。

▶84歳以下(令和8年8月1日時点)の被保険者の方

①マイナ保険証を普段からご利用されている方(※)

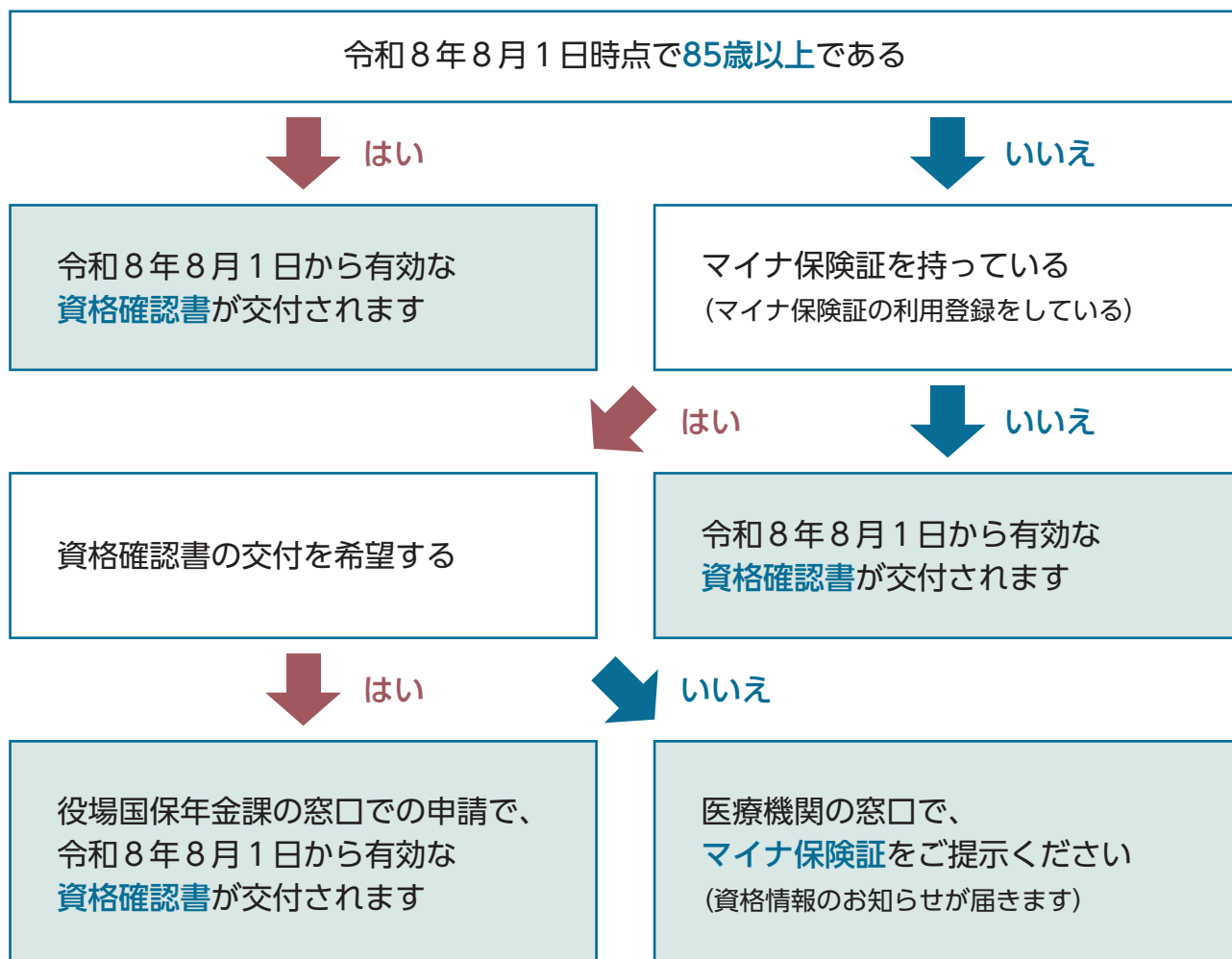
資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」を郵送します。

②上記①以外の方

「資格確認書」(紺色)を、手続きなしで7月末日までに特定記録で郵送します。

※マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用された方
- ・概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用された方



医療費の自己負担について

1. 医療費の自己負担割合について


医療機関窓口における負担割合は原則1割ですが、一定以上の所得のある被保険者およびその被保険者と同一世帯にいる被保険者は、現役並み所得者(負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

2. 医療費の自己負担限度額について


医療機関窓口での一部負担金の支払いには、上限があります(自己負担限度額)。

限度額区分を記載した資格確認書を医療機関に提示すると、支払いを自己負担限度額までとすることができます。

※詳しくは、資格確認書に同封するパンフレット「資格確認書の交付について」をご覧ください。



ぜひご活用ください マイナ保険証



マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、事前申請不要で自己負担限度額までの支払いとすることができます。

令和8年度の保険料について

後期高齢者医療保険料は、前年の所得に基づき計算され、7月に決定します。普通徴収(納付書または口座振替)の方は、7月中に納入通知書を送付します。

▶ 保険料の納め方

① 年金からの天引き(特別徴収)

- ◇ 対象者: 年金の受給額が年間18万円以上の方
- ◇ 納め方: 原則として年金から天引きされます。(2か月ごとの徴収)
- ※ 届出により、口座振替に変更できます。

② 口座振替や納付書による納付(普通徴収)

- ◇ 対象者: 年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中で資格を取得した方等
- ◇ 納め方: 口座振替や納付書により納付してください。(納付書は7月中旬に年間分を送付)
- ※ これまで国民健康保険税を口座振替にしていた方も、改めて口座振替の手続きが必要です。

(広告欄)



最高額サマージャンボ

NEW! サマージャンボプレミアム

夏の王道! サマージャンボ

7億円 (1等:前後賞合わせて7億円 / 1等8億円、前後賞各1億円)

12億円 (1等:前後賞合わせて12億円 / 1等8億円、前後賞各2億円 / 2等3億円)

5千万円 (1等:前後賞合わせて5,000万円 / 1等3,000万円、前後賞各1,000万円)

PCやスマホでネット購入! (宝くじ公式サイト) <https://www.takarakuji-official.jp/> 2026年市町村振興宝くじ

6月30日 火 **同時発売**

発売期間 / **6月30日[火]** サマージャンボプレミアム **1枚 500円**
~7月31日[金]
 抽せん日 / **8月12日[水]** サマージャンボ・サマージャンボミニ **1枚 300円**

★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。
 ★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

宝くじに関するお問合せ / 0570-01-1192 [宝くじコールセンター]
 公益財団法人 茨城県市町村振興協会